

革新的新品種開発事業に係る審査実施要領

第1 趣旨

革新的新品種開発事業に係る運営管理委員会設置要領（令和8年1月29日付け7農会第854号農林水産技術会議事務局長通知（以下「設置要領」という。）において、生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）が実施するとの定めがある事業（以下「本事業」という。）の採択課題の選考に当たっては、設置要領、基礎的委託研究事業実施規程（平成15年10月1日付け15規程第73号。以下「実施規程」という。）、基礎的委託研究評議委員会運営規則（平成15年10月1日付け15規則第45号。以下「運営規則」という。）及び本要領に定めるところにより、審査を実施する。

第2 選考の体制

- 1 本事業の採択課題の選考は、各公募提案（以下「提案」という。）について、運営規則第6条に基づき設置する評議委員会（外部専門家（以下「外部委員」という。）及び農林水産省職員（以下「行政委員」という。）から構成される委員会）が書類・説明動画による審査及び総合討議を行った上で選定する。
- 2 委員は、次の条件を満たすものとする。
 - （1）審査に係る研究等について十分な学識と評価能力を有し、公正かつ中立な立場から選考を行うことができる者として、設置要領第3に基づき、革新的新品種開発事業に係る運営管理委員会（以下「運営管理委員会」という。）が指名した者であること
 - （2）その氏名、所属及び審査結果の公表について、あらかじめ同意することができる者であること
- 4 公正で透明な選考を行う観点から、審査対象となる提案の提案者と利害関係を有する者は、当該利害関係を有する提案の選考に参加できない。

利害関係を有する場合は、委員が次の（1）から（8）までのいずれかに該当する場合とする。

 - （1）当該提案の中で研究課題担当者となっている場合
 - （2）当該提案の研究課題担当者と、同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合
 - （3）当該提案の研究課題担当者と親族関係にある場合
 - （4）当該提案の研究課題担当者と直接的な競争関係にある場合
 - （5）当該提案の研究課題担当者と緊密な共同研究を行う関係にある場合
 - （6）当該提案の研究課題担当者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合
 - （7）当該提案の研究課題に参画する民間企業の役員に就任（すでに退任している場合

も含む)又は株式を保有している場合

- (8)その他、生研支援センター所長が公正な判断を行うに適當ではないと判断した場合
- 5 選考対象となる提案につき利害関係を有する委員等は、選考の実施前までに必ず生研支援センター所長にその旨を通知するものとする。
 - 6 評議委員会の委員長は、委員の互選をもって決定するものとする。
 - 7 評議委員会委員長は評議委員会の議事を主宰するものとする。委員長が職務を実施できないときは、委員長は委員の中から委員長代理を指名し、その職務を代理させるものとする。
 - 8 委員は、選考により知り得た情報について、生研支援センター所長が認める場合を除き、外部に漏らし、又は自身の研究若しくは業務に利用してはならない。委員の職を退いた後も、同様とする。

第3 選考方法

- 1 生研支援センターは、応募のあった提案が応募要件等に適合しているか、また、書類の不備がないか等の確認を行った後、評議委員会が、以下の手順で書類・説明動画による審査及び総合討議を行うものとする。なお、提案内容について、要すれば、書面(質問票)による質疑応答を行うものとする。
 - (1) 審査は、委員が別紙「審査基準」に基づき採点を行う。
 - (2) 書類・説明動画による審査結果に基づく総合討議を実施する。
 - (3) 総合討議は、評議委員会委員の過半数の出席をもって開催するものとし、委員が別紙「審査基準」に基づき採点した結果を検討する。
 - (4) 前号の結果に基づき、評議委員会は採択候補となる提案の順位付けを行い、生研支援センター所長に報告する。
- 2 審査結果を踏まえ、評議委員会委員長は、当該審査結果について評議委員会委員の意見を確認するものとする。
- 3 評議委員会委員長は、前項により行った確認の結果、当該審査結果に係る理由が妥当でないと判断した場合には、その審査結果の全て又は一部を採用しないことができる。
- 4 生研支援センター所長又は評議委員会委員長が必要と認めた場合には、評議委員会委員以外の外部有識者から意見を聴取することができる。
- 5 評議委員会の結果は、委員長が生研支援センター所長に報告するものとする。

また、委員長は、委員会での意見交換において、応募者が本事業を実施することとなったときに、その実施に当たって留意すべき事項が提起された場合には、当該事項を生研支援センター所長に報告する。

第4 審査に係る詳細事項

- 1 審査は、別紙「審査基準」に基づいて審査の対象となる提案ごとに評議委員会委員が採点を行い、その合計点を採点した委員の数で除したもの(平均)を当該提案の審査の評

点とする。

- 2 審査に係る評議委員会の委員長は、各委員から審査結果に係る理由を確認するものとし、確認の結果、当該審査結果に係る理由が妥当でないと判断した場合には、その審査結果の全て又は一部を採用しないことができる。
- 3 審査に係る評議委員会は、原則として、各提案の評点の高いものから採択候補となる提案の順位付けを行う。ただし、評点が満点の5割未満の評点の提案は採択候補としない。なお、委員による採点において1～3及び5のいずれかの審査項目がE（0点）、又は4の審査項目がD（0点）の評点を付けた委員が1名でもいる提案については、委員長が委員の意見を聞いた上で、採択候補となる提案としないことができる。
また、審査の結果、評点にばらつきがある場合は、標準偏差により算定した評点を審査委員会に参考値として提出し、それを基に審査を行う。
- 4 評議委員会は、審査の結果を踏まえ、研究段階ごとに、原則として、評点が高い候補から順に採択候補となる提案として選定する。なお、複数の提案が同一の得点を得ている場合、以下の（1）から（5）に示す方法により提案の優先順位を決定し、順位の高いものから採択候補となる提案として選定する。
 - （1）審査の各項目に係る採点でAの数（採点を行った委員の採点結果におけるAの数の合計値を、採点を行った委員の数で除した値とする。以下、B、C及びDについても同様とする。）の大きさの順に優先順位を決定する。
 - （2）（1）でAの数が同数の場合、Bの数の大きさの順に優先順位を決定する。
 - （3）（2）でBの数が同数の場合、Cの数の大きさの順に優先順位を決定する。
 - （4）（3）でCの数が同数の場合、Dの数の大きさの順に優先順位を決定する。
 - （5）（4）でDの数が同数の場合、研究の透明性・公正性の確保、研究成果の適切な取扱い等について考慮し、委員長の判断で優先順位を決定する。
- 5 評議委員会委員長は、評点が低いなどの理由によりいずれの提案も採択候補として選定されなかった場合は、提案内容に対する評価及び募集の方法等に対する評議委員会委員の意見を取りまとめ、生研支援センター所長に報告する。
- 6 生研支援センター所長は、評議委員会委員長から選考結果の報告を受けた後、運営管理委員会に諮り、その承認を得て、採択課題を決定する。
- 7 生研支援センター所長は、前項で決定した採択課題を提案した者に対して必要な通知等を行う。

第5 その他

- 1 本要領に定めるもののほか、評議委員会の運営に必要な事項については、評議委員会委員長が評議委員会委員に諮って定めるものとする。
- 2 審査の実施に関する庶務は、生研支援センターが行うものとする。

附 則

この要領は、令和7年1月8日から実施する。

附 則

この要領は、令和8年3月31日から実施する。

革新的新品種開発事業 審査基準

○審査ポイント

審査項目	審査のポイント	着眼点	審査基準
1. 研究開発目標の妥当性 (8点)	農業政策上の重要課題の解決に整合し、新規性や優位性が認められる研究開発目標となっているか。	①農業政策上の重要課題の解決に充分整合した研究開発目標となっているか。 ②既存品種に見られない特性や能力を備えた新品種開発目標となっているか。	A：すべての着眼点を実施されている。 B：①の着眼点を実施されている C：①の着眼点の実施が一部不十分。 D：①の着眼点の実施が不十分。 E：①の着眼点を実施されていない
2. 研究開発目標を達成するための研究計画 (8点)	最終目標を達成する研究計画となっているか。	①最終目標を達成する計画となっているか。 ②研究成果は科学面や利用面の検証が実施されるか。	A：すべての着眼点を実施されている。 B：①の着眼点を実施されている C：①の着眼点の実施が一部不十分。 D：①の着眼点の実施が不十分。 E：①の着眼点を実施されていない
3. 研究推進体制の状況 (8点)	目標達成のための研究機能（人、施設）が確保されているか。	①目標達成のための研究機能（人、施設）が確保されているか。 ②参画機関や研究者の能力に応じた役割分担や予算配分が適切に計画されているか。	A：すべての着眼点を実施されている。 B：①の着眼点を実施されている C：①の着眼点の実施が一部不十分。 D：①の着眼点の実施が不十分。 E：①の着眼点を実施されていない
4. 研究の効率的な実施に向けた取り組み (6点)	参画機関や研究者間のコミュニケーションの向上の取り組みを行うこととしているか。	①目標達成に向け、推進会議の開催など、コンソーシアム内の構成員間でコミュニケーションの向上の取り組みを行うこととしているか。	A：①の着眼点を実施されている B：①の着眼点の実施が一部不十分。 C：①の着眼点の実施が不十分。 D：①の着眼点を実施されていない
5. 普及計画や政策課題等の解決に至るロードマップ (8点)	普及計画や政策課題等の解決に至るロードマップは新品種開発による波及効果を最大限生かせる内容になっているか。	①普及計画や政策課題（気候変動に適応した農業生産、みどり戦略に基づく環境負荷低減、付加価値向上、農産物の輸出拡大、農作業のスマート化等）の解決に至るロードマップは具体的かつ実現可能な内容となっているか。 ②波及効果は、開発品種の普及を目指すエリアにおける市場規模、経済効果を含めた具体的な分析となっているか。 生産から消費まで波及する効果となっているか。	A：すべての着眼点を実施されている。 B：①の着眼点を実施されている C：①の着眼点の実施が一部不十分。 D：①の着眼点の実施が不十分。 E：①の着眼点を実施されていない

※1：1～3, 5の審査項目については、Aは8点、Bは6点、Cは4点、Dは2点、Eは0点とし、4の審査項目については、Aは6点、Bは4点、Cは2点、Dは0点とし、38点満点とする。

※2：各委員の評点の合計点を委員の数で除したもの（平均）を当該応募課題の評点とする。

※3：評点が満点の5割未満の評点の提案は採択候補としない。また、いずれかの審査項目が0点の評点（1～3の審査項目でE、4～5の審査項目でD）を付けた委員が1名でもいる提案については、採択候補としないことができる。

○加算ポイント

加算項目	加算の視点	加算基準
①環境負荷低減事業の活動等	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく計画（環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画）のいずれかの認定を受けている又は申請中の研究実施機関が含まれている場合	該当する場合は、2点を加算する。ただし、複数の分野に該当しても、重複加算は行わない。
②農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の開発	研究実施機関に、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号）に基づく計画（開発供給実施計画）の認定を受けている又は申請中の研究実施機関が含まれている場合	